

国地契第12号
国官技第54号
国営計第37号
平成16年6月30日

各地方整備局総務部長 あて
各地方整備局企画部長 あて
各地方整備局営繕部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

「一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」の一部改正について

「一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第262号、建設省技調発第131号）の一部を下記のとおり改正し、平成16年7月15日以降に入札の公告を行う一般競争入札から適用することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

記2(1)中「〇〇地方建設局」を「〇〇地方整備局」に、「（昭和27年法律第172号）」を「（平成14年法律第154号）」に、「〇〇地方建設局長」を「〇〇地方整備局長」に改め、記2(2)中「〇〇地方建設局」を「〇〇地方整備局」に改める。

記10を記11とする。

記9中「「工事現場における適切な施工体制の確保等について」（平成10年12月25日付け建設省厚契発第70号、建設省技調発第251号、建設省営計発第135号）」を「「工事現場等における施工体制の点検要領」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）5.2）」に改め、記9を記10とする。

記8を記9とし、記7を記8とし、記6を記7とする。

記5中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 官房長通達別添2（標準入札説明書例）7(4)の「工事成績評定通知書」とは、次に掲げるものをいうこと。

- ① 旧「地方建設局請負工事成績評定要領」（昭和42年3月30日付け建設省官技第15号）の別記様式第2の工事成績評定通知書
- ② 旧「官庁営繕部請負工事成績評定要領」（昭和54年6月22日付け建設省営監第13号）の別記様式第2の工事成績評定通知書
- ③ 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- ④ 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第32号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書
- ⑤ 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国営計第88号、国官技第34号）の別添4の別記様式第1の工事成績評定通知書

(3) 評定の結果の通知を受けた者から、紛失等により、官房長通達別添2（標準入札説明書例）記7(4)の規定により提出すべき工事成績評定通知書の写しの交付を求められたときは、当該工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるものを交付すること。記5を記6とする。

記4(1)を削り、記4(2)中「全て」を「すべて」に改め、記4(2)を記4とし、記4を記5とする。

記3中「地方建設局長」を「地方整備局長」に改め、記3を記4とする。

記2の次に次のように加える。

3 競争参加資格における同種工事施工実績及び同種工事経験について

(1) 官房長通達記3(1)④及び⑤の「国土交通省の所掌する工事のうち一定のもの」とは、次に掲げる工事（平成8年4月1日以降に完成したものに限る。）をいうこと。

- ① 大臣官房官庁営繕部所掌の工事
- ② 地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）

(2) 官房長通達記3(1)④及び⑤の「一定の点数」とは、65点をいうこと。